

令和6年市議会2月定例会

報 告 事 項 (その3)

静岡市

目 次

報告番号	件	目	頁
報告第9号	専決処分の報告について の額の決定について)	(交通事故及び物損事故により生じた損害賠償	4
報告第10号	専決処分の報告について	(工事請負契約金額の変更について)	7

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月19日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月6日

静岡市長 難波 喬司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生	本との標本
	住 所	氏 名	年月日・場所	事故の概要
円			令和5年	公用車で交差点に進
238, 777			6月7日	入したところ、左方か
(車両修理費)			静岡市清水区	ら直進してきた相手方
			石川本町	車両と接触し、右側ボ
			15番25号地	ディ等を損傷させた事
			先	故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月6日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

担字は除の好	損害賠償の相手方		事故発生	古七の柳田
損害賠償の額	住 所	氏 名	年月日・場所	事故の概要
円 74,800 (ブロック塀修理費)			令和5年 9月28日	公用車を駐車場から 発進させたところ、相手 方所有のブロック塀に 接触し、同ブロック塀を 損傷させた事故である。
円 352,000 (外壁修理費)			令和5年 10月23日	不燃・粗大ごみの戸別 収集作業中、塵芥車を発 進させたところ、相手方 管理のマンション外壁 に接触し、同マンション 外壁を損傷させた事故 である。

円 298, 375 (外壁修理費)			令和5年 11月28日 静岡市清水区 押切 2106番地	公用車を駐車しよう としたところ、相手方所 有の住宅に接触し、同住 宅外壁を損傷させた事 故である。
円	静岡市駿河区	株式会社静岡	令和5年	公用車で駐車場に進
145, 200	登呂三丁目	新聞社	12月8日	入しようとしたとこ
(駐車場ポール修理費)	1番1号	代表取締役社	静岡市清水区	ろ、入口を封鎖してい
		長	松原町	た相手方所有の鎖に接
		大須賀 紳晃	3 2 9 番地 1 号	触し、接続する駐車場
				ポールを破損させた事
				故である。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり 専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月19日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり 専決処分する。

令和6年3月8日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額(円)	変更概要
令和4年度葵北県道債第1号 (主)梅ヶ島温泉昭和線((仮称) 有東木トンネル) 道路整備工事 (令和4年10月12日議決) 第1回変更 (令和5年6月13日報告) 第2回変更 (令和5年10月11日報告)	当初 1,463,220,000 第1回変更後 1,439,937,400 第2回変更後 1,466,410,000 第3回変更後 1,485,875,600	トンネル支保工設置後、トンネル内の湧水量が当初想定よりも多いことが確認されたため、濁水処理施設設置期間の延長及び坑内裏面排水工を増工する。 (当初議決より22,655,600円増額(1.55%増))